

平成27年5月7日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役 田 中 邦 明
(東証第一部 コード番号：4312)
問い合わせ先 取締役 高 橋 俊 之
電 話 番 号 03-5297-3066 (広報室)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成27年5月7日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成27年6月2日
(2) 処分株式数	324,000株
(3) 処分価額	1株につき483円
(4) 資金調達額	156,492,000円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役（他社からの出向取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員（以下「当社従業員」とし、取締役と併せて「取締役等」という。）を対象に、中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い取締役等向け報酬制度として、「役員報酬BIP信託」（以下「BIP信託」という。）及び「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」という。）の導入を決議しております。なお、当社従業員を対象としたESOP信託については、本日開催の取締役会において、信託規模等の詳細について決議いたしました（BIP信託及びESOP信託

の概要については、平成27年2月13日付で開示いたしました「業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ」並びに、本日開示いたしました『「株式付与E S O P信託」の導入（詳細決定）に関するお知らせ』をご参照ください。

本自己株式処分は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）及び株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対する第三者割当による自己株式処分であります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	156,492,000円
発行諸費用の概算額	－円
差引手取概算額	156,492,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額156,492,000円については、平成27年6月3日以降、買掛金の返済等の運転資金に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠

本自己株式処分は、B I P信託及びE S O P信託の導入を目的として行います。

処分価額は最近の株価推移を鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前1ヶ月間（平成27年4月2日から平成27年5月1日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である483円（円未満切捨て）としております。直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用した理由は、特定の一時点を基準とすることに比べ、一時的な株価変動の影響など特殊要因が排除され、算定根拠としてより客観性が高く合理的であると判断したためであります。

また、当該株価は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（平成27年5月1日）の終値481円（円未満切捨て）に100.42%（プレミアム率0.42%）を乗じた額であり、直前3ヶ月間（平成27年2月2日から平成27年5月1日まで）の終値の平均値である478円（円未満切捨て）に101.05%（プレミアム率1.05%）を乗じた額、あるいは同直前6ヶ月間（平成26年11月4日から

平成27年5月1日まで)の終値の平均値である476円(円未満切捨て)に101.47%(プレミアム率1.47%)を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額については、取締役会に出席した監査役全員(社外監査役2名を含む。)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に対する処分数量については、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役へ交付及びその換価処分金相当額の金銭を給付(以下「交付等」という。)すると見込まれる株式数であり、また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対する処分数量については、株式交付規程に基づき信託期間中に当社従業員へ交付等すると見込まれる株式数であります。これらの処分数量の合計による希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.00%(小数点第3位を四捨五入、平成26年12月31日現在の総議決権個数311,572個に対する割合1.04%)と小規模なものであります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い取締役等に交付等されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

(B I P信託)

- | | |
|-----------|---|
| ① 名称 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口) |
| ② 信託契約の内容 | |
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| 受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| 信託契約日 | 平成27年6月1日 |
| 信託の期間 | 平成27年6月1日~平成30年4月末日(予定) |
| 制度開始日 | 平成27年6月1日 |
| 議決権行使 | 行使しないものといたします。 |



NEWS RELEASE

(ご参考) 処分先の概要

(1) 名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)		
(2) 所在地	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和地 薫		
(4) 事業内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
(5) 資本金	10,000 百万円		
(6) 設立年月日	平成 12 年 5 月 9 日		
(7) 発行済株式数	普通株式 120,000 株		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	714 名 (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主要取引先	事業法人、金融法人		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
純資産 (百万円)	19,810	20,339	20,829
総資産 (百万円)	408,735	471,798	602,241
1株当たり純資産 (円)	165,090.88	169,493.96	173,581.48
経常収益 (百万円)	23,544	23,897	23,258
経常利益 (百万円)	968	1,044	1,044
当期純利益 (百万円)	535	631	626
1株当たり当期純利益 (円)	4,466.33	5,260.98	5,221.55
1株当たり配当金 (円) (普通株式)	1,116.00	1,315.00	1,305.00

※なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反



NEWS RELEASE

「社会的勢力との基本方針」に関する取り組みについて処分先の企業行動規範により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(E S O P信託)

- ① 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
- ② 信託契約の内容
- | | |
|-------|---|
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託の目的 | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| 信託契約日 | 平成 27 年 6 月 1 日 |
| 信託の期間 | 平成 27 年 6 月 1 日～平成 30 年 4 月末日（予定） |
| 制度開始日 | 平成 27 年 6 月 1 日 |
| 議決権行使 | 行使しないものといたします。 |

(ご参考) 処分先の概要

(1) 名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）	
(2) 所在地	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和地 薫	
(4) 事業内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
(5) 資本金	10,000 百万円	
(6) 設立年月日	平成 12 年 5 月 9 日	
(7) 発行済株式数	普通株式 120,000 株	
(8) 決算期	3 月 31 日	
(9) 従業員数	714 名（平成 26 年 3 月 31 日現在）	
(10) 主要取引先	事業法人、金融法人	
(11) 主要取引銀行	－	
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
純資産（百万円）	19,810	20,339	20,829
総資産（百万円）	408,735	471,798	602,241
1株当たり純資産（円）	165,090.88	169,493.96	173,581.48
経常収益（百万円）	23,544	23,897	23,258
経常利益（百万円）	968	1,044	1,044
当期純利益（百万円）	535	631	626
1株当たり当期純利益（円）	4,466.33	5,260.98	5,221.55
1株当たり配当金（円）（普通株式）	1,116.00	1,315.00	1,305.00

※なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との基本方針」に関する取り組みについて処分先の企業行動規範により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分先を選定した理由

(B I P 信託)

当社は、取締役を対象に、中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬スキームを検討しておりました。

このような状況下において、三菱UFJ信託銀行株式会社よりB I P信託の提案を受け、B I P信託に係る事務コスト等を含めて総合的に判断した結果、同社をB I P信託の委託先を選定いたしました。B I P信託において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者としてB I P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が処分先となります。

(E S O P信託)

当社は、当社従業員を対象に、中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブイ・プランの導入を検討しておりました。

このような状況下において、三菱UFJ信託銀行株式会社よりE S O P信託の提案を受け、E S O P信託に係る事務手続コスト等を含めて総合的に判断した結果、同社をE S O P信託の委託先に選定いたしました。E S O P信託において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者としてE S O P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が処分先となります。

(3) 処分先の保有方針

(B I P信託)

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は株式交付規程に従い、中期経営計画達成時に、ポイント数に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、一定の受益者要件を満たす取締役に交付等することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）から、処分日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定であります。

(E S O P信託)

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）は株式交付規程に従い、中期経営計画達成時に、ポイント数に応じた当社株式等を、一定の受益者要件を満たす当社従業員に交付等することになっております。

当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）から、処分日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定であります。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(B I P信託)

当社は、処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からB I P信託に拠出される当初信託金を処分日において信託財産内に保有する予定である旨、B I P信託契約により確認を行っております。

(E S O P信託)

当社は、処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からE S O P信託に拠出される当初信託金を処分日において信託財産内に保有する予定である旨、E S O P信託契約により確認を行っております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成26年12月31日現在）		処分後	
富士ソフト株式会社	51.88	富士ソフト株式会社	51.88
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サ ブポートフオリオ)	4.29	ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サ ブポートフオリオ)	4.29
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	3.55	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	3.55
サイバネットシステム社員持株会	1.15	サイバネットシステム社員持株会	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口）	0.92	日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口）	0.92
日本証券金融株式会社	0.81	日本証券金融株式会社	0.81
井上 恵久	0.61	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)	0.62
株式会社S B I証券	0.60	井上 恵久	0.61
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	0.56	株式会社S B I証券	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口1）	0.55	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	0.56

(注) 1. 平成26年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

3. 上記のほか当社保有の自己株式1,241,731株（持株比率3.83%）は、処分後917,731株（持株比率2.83%）であります（なお、平成27年1月1日以降の単元未満株式の買取り分は含まれておりません。）。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当いたしません。

9. 今後の見通し

当期以降の業績への影響はありません。

10. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年3月期	平成25年12月期	平成26年12月期
連結売上高	13,575,183千円	11,772,933千円	15,396,515千円
連結営業利益	555,524千円	494,104千円	810,924千円
連結経常利益	731,335千円	676,013千円	974,557千円
連結当期純利益	380,435千円	335,977千円	596,350千円
1株当たり連結当期純利益	12.21円	10.78円	19.14円
1株当たり配当金	1,040円	525.20円	13.80円
1株当たり連結純資産	426.62円	443.71円	453.97円

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

このため、平成25年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産を算定しております。また、平成25年12月期の1株当たり配当金525.20円は、株式分割前の1株当たり中間配当金520円と、株式分割後の1株当たり期末配当金5.20円を合算した金額であります。なお、平成25年6月21日開催の第28回定時株主総会決議により、連結決算日を3月31日から12月31日に変更しております。この変更に伴い、平成25年12月期は平成25年4月1日から平成25年12月31日の9ヶ月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	32,400,000株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%



NEWS RELEASE

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始 値	22,100 円	30,700 円	※358 円
高 値	38,000 円	45,500 円 ※386 円	※657 円
安 値	18,760 円	27,000 円 ※311 円	※321 円
終 値	30,650 円	※358 円	※491 円

(注) ※印は、株式分割（平成25年10月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。

② 最近6カ月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	500 円	459 円	486 円	462 円	500 円	474 円
高 値	513 円	563 円	495 円	498 円	510 円	502 円
安 値	452 円	453 円	452 円	442 円	460 円	472 円
終 値	458 円	491 円	464 円	497 円	471 円	484 円

③ 処分決議日の前営業日における株価

	平成27年5月1日
始 値	484 円
高 値	487 円
安 値	481 円
終 値	481 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

12. 処分要項

- (1) 処分株式数 324,000 株
- (2) 処分価額 1株につき 483 円
- (3) 処分価額の総額 156,492,000 円
- (4) 処分方法 B I P 信託は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に、E S O P 信託は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）にそれぞれ譲渡いたします。
- (5) 払込期日 平成27年6月2日



(6) 処分後の自己株式数 917,731 株

(注) 上記「(6) 処分後の自己株式数」の株式数には、平成 27 年 1 月 1 日以降の単元未満株式の買取り分は含まれておりません。

13. 業績に与える影響

本自己株式処分が平成 27 年 12 月期の業績に与える影響は軽微なものと見込んでおります。

以上